附　則

（削る）

（他の事業者との適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項）

第二条　法附則第二条の二第二項に規定する主務省令で定める他の事業者との適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項は、次のとおりとする。

一　他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

附　則

（危機対応業務に関する事業計画の認可の申請）

第二条　株式会社商工組合中央金庫（以下「商工組合中央金庫」という。）は、法附則第二条の四第一項前段の規定により危機対応業務に関する事業計画（以下「事業計画」という。）の認可を受けようとするときは、事業計画を記載した申請書に資金計画書及び収支予算書を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

2　商工組合中央金庫は、法附則第二条の四第一項後段の規定により事業計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及び変更の理由を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が前項の規定により当該事業計画の認可を申請するときに添付した資金計画書又は収支予算書の変更を伴うときは、当該変更後の当該書類を添えなければならない。

（危機対応業務の実施方針に関する事項等）

第三条　法附則第二条の四第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　危機対応業務の実施方針に関する事項

イ　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生時における対応の方針に関する事項

ロ　株式会社日本政策金融公庫法第二条第四号に規定する被害の発生に備えた取組に関する事項

ハ　危機対応業務に係る資金の貸付先の経営改善の取組等に関する事項及びこれを通じた商工組合中央金庫の財政基盤の強化に関する事項

ニ　その他危機対応業務の的確な実施に関する事項

二　一般の金融機関その他の事業者の意見を商工組合中央金庫の業務運営に反映させるための取組に関する事項

（削る）

（削る）

三　その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項

（納付の手続）

第三条　危機対応準備金（法附則第二条の三第一項に規定する危機対応準備金をいう。以下同じ。）の額が計上されている場合における第十七条の規定の適用については、同条中「第四十四条第二項」とあるのは、「附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第二項」とする。

（危機対応準備金の額）

第四条　危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の三第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同条第二項の規定により出資された額の全額

二　法附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた法第四十四条第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同項に定める額

2　危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の四の規定により危機対応準備金の額を減少する場合　同条第一号の額に相当する額

二　法附則第二条の五の規定により危機対応準備金を国庫に納付する場合　法附則第二条の六第一項の規定により読み替えられた法第四十五条第二項第一号の額に相当する額

二　他の事業者との適正な競争関係を確保するために講じようとする措置に関する事項

イ　他の事業者との間の適正な競争関係の確保に配慮した業務運営の方針に関する事項

ロ　一般の金融機関その他の事業者の意見を商工組合中央金庫の業務運営に反映させるための取組に関する事項

ハ　その他他の事業者との間の適正な競争関係の確保に係る取組に関する事項

（新設）

（納付の手続）

第四条　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額が計上されている場合における第十七条の規定の適用については、同条中「第四十四条第二項」とあるのは、「附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた第四十四条第二項」とする。

（危機対応準備金の額）

第五条　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が増加するものとする。

一　法附則第二条の六第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同条第二項の規定により出資された額の全額

二　法附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十四条第三項の規定により危機対応準備金の額を増加する場合　同項に定める額

2　法附則第二条の六第一項に規定する危機対応準備金の額は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める額が減少するものとする。

一　法附則第二条の七の規定により危機対応準備金の額を減少する場合　同条第一号の額に相当する額

二　法附則第二条の八の規定により危機対応準備金を国庫に納付する場合　法附則第二条の九第一項の規定により読み替えられた同法第四十五条第二項第一号の額に相当する額